# 戦後日本の 6・3・3 制成立経緯 に関する研究 (1)

――文部省内の準備研究について――

三羽光彦

序

- (1) 本研究の課題
- (2) 史 料

第 I 章 6・3・3 制の概念と意義

- (1) 6・3 制概念の多義性
- (2) 6・3・3 制の意義

第Ⅱ章 6・3・3 制準備研究の開始

- (1) 学校再編成委員会の発足
- (2) 学校再編成委員会の性格
- (3) 学校再編成委員会の改革構想

第Ⅲ章 千葉県学校調査の計画

- (1) 千葉県調査の発案
- (2) 千葉県調査の計画

第IV章 千葉県学校調査の実施

- (1) 現地調査の内容と件格
- (2) 山武郡調査の概要
- (3) 調査の結果
- (4) 木更津調査の概要

まとめ

-1 -

#### (1) 本研究の課題

第二次大戦後の学校教育法によって基礎づけられた学校制度を、学校の修 業年限の区分にしたがって6・3・3 制と称することが多い。この6・3・3 制につ いては、戦後改革の過程において占領軍より「押し付けられた」ものである とみる俗論が、これまでことあるごとに主張されてきた。しかし、この点に ついては、早くから、戦後教育改革の当事者の証言などで、事実はそれと異 なり、6・3・3 制が日本側の意向にそって実施されたものであったことが明ら かにされていた。たとえば、戦後改革当時に東京帝国大学総長で、米国教育 使節団に協力するために組織された日本側教育家委員会の委員長であった南 原繁は、6・3・3 制の占領軍「押し付け」論に対して、「それは著しく事実を 誤ったか、あるいは強いて偽った論議といわなければならない」1)と述べ、 日本側教育家委員会としては、戦前日本の学校制度改革の諸構想を参考にし て 6・3・3 制への改革構想を独自に決定した事実を明らかにしていた。そして 近年、米国教育使節団団員の所蔵文書の発掘などにより決定的な事実が明ら かになった。すなわち、6・3・3制の改革案は、南原繁委員長をはじめとする 日本側教育家委員会から米国教育使節団への働きかけによって報告書に明記 されるに至ったことが判明したのである<sup>2)</sup>。結局これによって、6·3·3制の 占領軍「押し付け」論は、まったく事実に反することが明らかになった。

ところで、このように最近の研究により、戦後学制改革の原点ともいえる 米国教育使節団報告書の作成過程に関して事実の解明が進んでいる<sup>3)</sup>が、使 節団報告書の公表以降の時期の学校制度改革の動向についてはまだ不明な部 分が多い。これまでの研究で、1946(昭和21)年4月に文部省は、青年学校 と国民学校高等科を廃止し、新たに「実務中学校(仮称)」を創設する構想 を検討していたことが知られている<sup>4)</sup>。また、1946(昭和21)年10月以降

は、教育刷新委員会で初等教育 6 か年、前期中等教育 3 か年の単線型学校体系への改革案が確定し、学校教育法の草案作成作業も本格化したことが明らかにされている。しかし、この間の学校制度改革に関する政策動向については、教育基本法案と未分化(のちに教育基本法案のなかに盛り込まれる条項を含む)の 8 月 22 日付「学校教育法要綱案(学校教育局)」が存在し、そこで 6・3・3 の学校体系を規定していることなどが知られている以外、具体的な構想や議論についてはまだ十分には明らかになっていない。また、学校教育法の成立過程については、法案や同法施行規則案の分析などの研究が進められている5)が、学校教育法制定に先立ち全国に 6・3・3 制への改革の指針を与えた「新学校制度実施準備に関する案内」(1947年2月17日の発学第63号に付して通知された。)の作成過程についてはほとんど解明されていない。

そこで本研究では、教育使節団報告書公表以降における、6・3・3制への改革の構想と準備研究に関する政策動向とを明らかにし、さらに、そうした準備研究の成果として完成した「新学校制度実施準備に関する案内」の作成経緯について検討することをめざした。(「新学校制度実施準備に関する案内」の作成経緯に関する論稿は、本論集の次号に「戦後日本の6・3・3制成立経緯に関する研究(2)」として掲載予定である。)なお、新学制の成立に際して6・3・3制という学校体系の内実をつくりあげた教育課程基準の作成過程に関しては、すでに本論集で「戦後日本の教育課程改革」6)と題して発表したので、そこで対象とした内容については、本研究で論及することを避けた。

〔注〕

- 1) 南原繁「日本における教育改革」朝日新聞社編『明日をどう生きる』所収,1955 年4月,『南原繁著作集』第8巻,岩波書店,1973年4月,p.213,より引用。
- 2) 『読売新聞』1984年8月29日付夕刊では、戦後の改革に際して、6・3・3制実施を日本側から米国教育使節団に要望したことを示す資料が発見され、日本教育学会の大会で発表されることが報じられている。さらにこの事実は以下の論文にまとめられている。土持法一「六・三・三制とアメリカ教育使節団報告書」教育科学研究会編『教育』第445号、1984年11月号、国土社:鈴木英一「戦後教育改革における教育基本法と六・三・三制――とくに日本側の主体性について――」国民教育研究所編

『国民教育』第64号,1985年5月,労働旬報社;土持ゲーリー法一「『第一次米国教育使節団報告書』の作成経緯に関する考察——日本側教育家委員会の役割——」教育史学会紀要『日本の教育史学』第28集,1985年10月,講談社。

- 3) 米国教育使節団に関する研究としては、鈴木英一・佐藤秀夫・土持ゲーリー法 ー・大橋基博・三羽光彦・伊藤良高・中嶋哲彦「米国対日教育使節団報告書の成立 事情に関する総合的研究」『名古屋大学教育学部紀要――教育学科』第31巻,1985 年3月,がある。
- 4) 仲新『日本現代教育史』(教育学叢書 1) 1969 年 11 月, 第一法規出版, pp. 219-221 で紹介されている。
- 5) 学校教育法の成立過程に関する研究としては、大橋基博・佐々木享「学校教育法案の成立過程――学校教育法諸草案の特徴と変遷を中心に――」日本教育学会『教育学研究』第50巻第4号、1983年12月;佐々木享「学校教育法の成立」『講座日本教育史4』(現代I/現代II) 1984年4月、第一法規出版;および佐々木享他「学校教育法の成立過程の総合的研究(その2)」『名古屋大学教育学部紀要――教育学科』第30巻、1984年3月、などがある。
- 6) 三羽光彦「戦後日本の教育課程改革――初等・中等学校の教育課程の成立過程――」岐阜経済大学学会『岐阜経済大学論集』第21巻第3・4合併号,1988年3月。

#### (2) 史 料

本研究は、戦後教育改革史研究の一環として実施したもので、6・3・3制の成立経緯を史料に即して実証的に解明することを目的としている。史料としては、主として、連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局(CI&E/GHQ/SCAP. 以下CI&Eとする。)の文書、なかでも、とりわけ CI&E の部内報告書として最も基礎的な史料である'Daily Report of Conference'(以下 Conference Report とする。)を利用した。その理由は、第一に、本研究で対象とする1946年度の時期については、文部省など日本側の6・3・3制準備に関する史料が乏しいからである。本来、文部省の政策動向などを解明するには、何よりも文部省の作成した文書が一次史料であることは論をまたない。しかし、今のところ、この点を体系的に考察するには、日本側史料だけでは不十分であるのが現状といわざるをえない。

第二に、Conference Report を重視したのは、この史料が CI&E 担当官と文部省職員などとの会議を個別に記録したもので、日時、場所、出席者、主題、会議内容、資料、担当者の論評などが明記してあり、占領期の教育政策の動向をいきいきとダイナミックに知ることができるからである。とくに政策決定過程を日本側と占領軍側との交渉を軸として複眼的・構造的に把握することを可能にしており、政策上の論点を明らかにすることのできる貴重な史料である。

# 第1章 6・3・3制の概念と意義

#### (1) 6・3 制概念の多義性

本研究では、6・3・3 制という用語を用いた。前述したように、戦後の学校 教育法によって成立した学校制度を6・3・3 制と称する通例にしたがって使用 したのであるが、少し慎重に検討すると、この用語は論者によって微妙では あるがかなり重要な概念の相違を有しているようである。

まず、専門用語としてではなく日常的な使用をみると、6・3・3 制ではなく6・3 制といわれる場合が多い。その場合、そこでいわれている意味内容は、論者によって異なることがしばしばある。わかりやすくするため、一般的な国語辞典に載せられている6・3 制の項の語釈をあげると、たとえば『広辞苑』では、「第二次大戦後の教育改革により、一九四七年に公布された学校教育法に基づく現行学校制度の通称。」と抽象的な説明をしたあと、「小学校六年・中学校三年の義務教育をさす。これに高等学校三年・大学四年を加えて六・三・三・四制ともいう。」」1)と具体的な意味内容を二つに分けて示している。すなわち、6・3 制といった場合は義務教育の部分をさし、6・3・3・4 制といった場合に初等教育から高等教育までの学校制度全体をさすと区別しているのである。

この区別は一見明快なようにみえるが、高等学校や大学の制度まで含めて 戦後の新学制全体を単に 6・3 制と称することも多く、この二つの意味内容は 実際は混同されているようである。この状況を反映して、『新明解国語辞典』 では 6・3 制について次のように説明している。「昭和二十二年四月に制定さ れた学制。小学校六か年、中学校三か年の義務教育(と高等学校三か年、大 学四か年の)制度。六三三制。」<sup>2)</sup>

このような 6・3 制概念の多義性は、専門用語としてもまた同様である。一例をあげれば、平原春好・寺崎昌男編『教育小事典』では、「直接には小学校 6年、中学校 3年の学校体系をいうが、ときには日本が 1947 年から採用した 9年間の義務教育制度、または小学校 6年、中学校 3年、高等学校 3年、大学 4年の新しい学校制度を意味することもある。」③と説明している。結局、6・3 制という用語は多義的であり、あるときは義務教育年限として、あるときは戦後の学校体系の通称として、または学校制度の全構造の総称としてなどさまざまな意味あいをもって使用される。したがって、6・3 制あるいは 6・3・3 制という用語を教育学上の学校制度概念として使用する場合は注意を要する。いいかえれば、6・3 制の本質的意義を理論的に考察することを通して、その概念を明確にすることが求められているといえよう。

(注)

- 1) 新村出編『広辞苑』(第三版) 1983年12月, 岩波書店, p. 2556。
- 2) 金田一京助・見坊豪紀・金田一春彦・柴田武・山田忠雄編『新明解 国語辞典』 (第三版) 1981 年 5 月, 三省堂, p. 1243。
- 3) 平原春好・寺崎昌男編『教育小事典』1982年9月, 学陽書房, p. 276。「六・三制」の項は平原春好の執筆による。

# (2) 6・3・3制の意義

本研究では 6・3 制ではなく 6・3・3 制と記したが、これは、義務教育年限としての 6・3 制概念との混同を避けるためでもあるが、学術的な学校制度概念としては、6・3・3 制としたほうが適当だと判断したからである。周知のよう

に6・3・3制の歴史的起源は、今世紀初頭以降、カルフォルニア州などアメリカ合衆国の一部で進められた初等教育8か年・中等教育4か年の制度から初等教育6か年・中等教育6か年(さらに中等教育を3年ごとの前後2期に区分する。)の制度への改革に求めることができる。これは、中等教育の普及と大衆化の実現をめざして、初等教育と中等教育の接続を円滑にするために実施されたものである。すなわち6・3・3制は、接続関係の観点から12年間の初等・中等教育を再構成するという意味をもっていたのである。

ところが、初等教育に続く教育機関が複雑に分岐していた日本では、6・3・3制の実現は何よりも単線型学校体系への改革という意味をもっていた。とくに、中等教育の大衆化と民主化は6・3・3制への改革の中心課題とならざるをえなかった。その際、3か年の前期中等教育だけではなく後期中等教育も含めて中等教育全体が再編成されたのはいうまでもない。この点に関して、戦後の学制改革を指示した文部省の「新学校制度実施準備の案内」(1947年2月17日)は、「学校制度改革(六・三・三制)」と記し、その改革について「現在の中等学校程度に該当するところに中学校・高等学校の二つを設け、青少年教育の刷新を行わんとするところに意義がある」」と述べている。

以上のような歴史的事実に照らすと、学校制度類型を示す教育学の用語としては 6・3・3 制とするのが適切で、戦後日本においてはその制度の眼目が中等教育の大衆化と民主化であり、義務教育とされた中学校はまさにその 6・3・3 制への改革の象徴であったということができる。戦後日本の学校制度改革では、単線型学校体系の実現や義務教育年限の延長あるいは男女共学の実施など、多くのドラスティックな改革が一挙に行なわれた。したがって、そこで成立した 6・3・3 制も複雑で多様な意味あいを含まされていることは理由のあることである。とはいえ、その改革の鍵ともいうべき位置にあったのが、中等教育再編成であったといえよう。

したがって、6·3·3 制の概念や意義を、たんなる学校の修業年限の区分と して捉えるならば、6·3·3 制の本質的意義を看過することになる。たとえ ば、米国教育使節団の第一次報告書では日本側の働きかけで 6・3・3 制への改革が勧告されたことは事実であるが、しかし報告書原案において、使節団はすでに中等教育の大衆化と民主化そして男女共学などの内容をはっきりと明記している。したがって、報告書原案と日本側の 6・3・3 制構想とを、学校の修業年限の異同に着目してことさらに対立的にみるのは、6・3・3 制の本質的意義という観点からみて正しくないように思われる。

[注]

1) 『近代日本教育制度史料』(第23巻) 1980年2月, 講談社, p. 248より引用。

# 第Ⅱ章 6・3・3 制準備研究の開始

CI&E 教育課は、1946年4月に、教育使節団の勧告を具体化するため六つの委員会を設置する方針を定めた<sup>1)</sup>が、学校制度改革の具体的活動が始まるのは1946年夏になってからである。この頃には、占領教育改革に関してのCI&E 教育課の全般的方針も定められ、6月には、占領終了時まで一貫して中等教育担当者であった M.L.オズボーン (Monta L. Osborne) が、CI&E 教育課に着任している。その後、文部省学校教育局の青少年教育課と中等教育課は、CI&E 教育課に中等学校再編成計画を策定する委員会を組織することを求められ、6・3・3制の実施を文部省として決定する以前から、現行の各学校の生徒・教員・施設・設備をどう転換するかの検討を進めていた。以下では、CI&E 教育課の援助のもとに文部省の内部で実施された6・3・3制の準備研究や実施計画について明らかにする。

### (1) 学校再編成委員会の発足

戦後の学校制度改革は二つの流れで進められた。一つは教育課程改革であり、他は、学校再編成である。両方の作業は関連し並行して進んだが、文部省が1946年4月に「教育課程改正準備委員会」を設置していたこともあり、

教育課程改革の検討が先行した。いわば、いれものより中身が先に構想されていたのである。この点に関しては、これまでの研究で明らかにされているように、CI&E 教育課は実質的にその後の改革の方向を決定することになる教育課程改革を学校制度改革より優先させていたのである<sup>2)</sup>。

学校制度改革が CI&E 教育課と文部省との会議の対象となるのは、1946年7月頃からである。7月10日、CI&E 教育課の中等学校担当官オズボーンは、文部省の坂元彦太郎青少年教育課長と中村新一中等教育課長に対して、「6・3・3制、6・2・4制あるいは議論される他の新制度のもとに、新しい中等段階の学校創設のため、国民学校高等科(higher elementary school)と青年学校をその基礎として結合させる可能性について、非公式ではあるが徹底的な研究を組織するよう」③提案し、文部省の坂元・中村両課長は「そうした研究を彼等自身のイニシャティブで着手すること」③で同意している。CI&E教育課は、学校体系の確定や学校教育法案の議論などに先立ち、具体的な学校転換計画を非公式に策定するよう求めたのである。なおその際、新しい中等学校の母体として国民学校高等科と青年学校を想定していることは興味深い。

7月22日の会議で中村中等教育課長は、文部省学校教育局の青少年教育課と中等教育課の内部で学校再編成委員会(School Reorganization Committee)を組織することで合意した。しかし、オズボーンは、文部省職員が中等段階の学校再編成問題を何も考えていないとの印象をもち、口頭で中等教育再編成に関する CI&E 教育課の中等学校担当官の任務について1時間程論じている。そして文部省側が学校再編成に関する考え方を報告するのは7月26日に予定された4)。

[注]

- 1) 'Memorandum: Committee to Study United States Education Mission Report' (9 Apr. 1946), CI&E Education Division Weekly Reports.
- 2) 教育課程基準の形成過程については、前掲、三羽「戦後日本の教育課程改革」で 考察した。

- 3) The Report of Conference, M. L. Osborn, 10 July 1946. *GHQ/SCAP, CI&E Records*, Box 5363. (以下, RC. Osborn 46.7.10. Box 5363 というように略す。)
- 4) RC. Osborn 46. 7. 22. Box 5363.

#### (2) 学校再編成委員会の性格

7月26日の会議では、学校再編成委員会の委員がほぼ決定したことが報告されている。委員は、青少年教育課長と中等教育課長を中心として、両課職員6名と、3名の初等・中等学校視学の計11名から構成された。またこの委員会の性格は、「このグループが再編成の方式を基本的に決定することは計画されていないが、いかなる方式が主要に採用されようとも、その実施のための詳しい計画を準備するであろう。」1)と CI&E 教育課が論評しているように、非公式委員会ではあるが、学校制度改革の方針が一旦決定した後には、学校再編成に具体的に取り組めるよう計画を策定することをめざしていた。

このように CI&E 教育課の記録をみると、学校再編成委員会はかなり組織的に研究グループとして活動したかのようにうかがえる。しかし、実際は、必ずしもそうではなかったようである。最近この点について、当事者である元青少年教育課長の坂元彦太郎氏に話をうかがったところによると、CI&E 教育課の記録に学校再編成委員会とあるグループは、文部省内では委員会といったようなまとまったグループとはみなしていなかったこと、したがって特定の名称がなかったこと、青少年教育課と中等教育課とが共同で改革案を検討し、CI&E 教育課と協議するといったものであったことなどが明らかになった。

しかし、とはいっても、文部省内とくに課長以下の職員の中では、学校制度改革に対して必ずしも消極的ではなかったようである。とりわけ青少年教育課では、青年学校や国民学校高等科など改革が避けられないとみなされた学校を所管しており、学制改革構想の検討に早くから熱心であったとのこと

である。4月の「実務中学校」構想も青少年教育課の改革案であったが、その後夏以降は、6・3・3制の実現に向けて課長以下の職員が積極的に改革案の検討を行なったということである。坂元氏はこのあたりの事情について以下のように回想している。

「その頃の中学校、高等女学校と並行して、三年間の実務中学校というのをつくって、そしてこの三か年を義務制にするという案をつくった。それが一九四六年の五月ぐらいです。そして六月にはもう次官までハンコをもらいました。ところが六月ぐらいになりますと、連合軍の司令部にある程度組織が出来てしまいまして、今度は改めてその新しい組織が私たちに向かって新しい学校制度の改革を一緒にやろうじゃないかと言ってきたわけです。ですから一応この案は御破算にしましたが、その頃教育使節団が、三年の義務制をやったらどうかというふうなことを言っている、ということが伝わってまいりました。ですからそれは同時なんです。決してアメリカ側が三年と言ったからそうしたんじゃない。(中略)自分たち独自の考えで六・三制というものをやろうと思ってたわけです。それがたまたまアメリカ側の意図とびったり合ったわけで、私たちも力を得たわけですけれどもね。」2)

こうした青少年教育課などの動向と対照的なのが、学校教育局長、文部次官、文相などの文部省の上層部の姿勢である。政府の方針を受けて、この時期、文部省上層部は6・3・3制の次年度からの実施に否定的であった。また、6・3・3制そのものに対する反対論も根強かった。したがって、青少年教育課などの6・3・3制構想の検討については、文部省上層部は苦々しく感じていたように推測される。結局、学校再編成委員会が文部省内の委員会として位置づけられなかったのは、こうした事情が介在していたようである。

[注]

- 1) RC. Osborne 46, 7, 26, Box 5363.
- 2) 浜田陽太郎他編『戦後教育と私――改革をになった人たちの証言―― 1979年5

#### 月, 日本放送出版協会, p. 54。

#### (3) 学校再編成委員会の改革構想

7月26日に、文部省側はそれまでに到達した考えを報告したが、オズボーンは、より深い考察を促すため、「6・3・3・4制が採用されるならば、現在の国民学校高等科をいかに新制度にうまく適応させえるか。」「通常の物的設備、行政機構、教育課程、教員スタッフで必要な改革は何か。」「1947年4月から3か年の教育課程に延長することのできる学校はどれほどあるか。」」など口頭でおよそ50ほどの質問をし、詳細な回答を求めた。

こうした中で学校再編成委員会は正式に発足し、1週間後の8月2日にオズボーンと会議をもっている。そこで、委員会はその時点での学校制度改革に関する構想を提示している。その日の Conference Report<sup>2)</sup>には、その構想が要約されているが、その内容はすでに $6 \cdot 3 \cdot 3$ 制の実施を前提としたものであって、既存の諸学校を $6 \cdot 3 \cdot 3$ 制に転換する方法と手段を検討したものである。

まず、3か年の下級中等学校については、その母体の中核を国民学校高等科に求め、国民学校高等科を「すでに実質的には一つの単位をなしている、もし十分な施設(space)を有するならば、構想される新しいタイプの学校に転換されうる。」と評価している。ただし、下級中等学校への転換は、次の点が問題となると考察している。すなわち、「(a) 延長する年限のクラスにも施設(space)が利用できるようにすること。(b) 新しい3か年の教育課程を設定すること。(c) 新教育課程と調和するよう教員を再教育すること。(d) 延長に応ずるためにさらに多くの教員を雇うこと。」の4点である。なお、単置制の国民学校高等科の数はきわめて少ないが、それを母体にした場合は、「十分に準備された下級中等学校が創設されうる。」と予想している。

次に,青年学校については下級中等学校にではなく,上級中等学校段階の 定時制学校(大学への接続には4か年の課程の修了を要すこととなるかもし

れないとしている)として改革すること、主に職業的訓練を与えることなどを構想している。青年学校を上級中等学校の段階に転換させる理由としては、「大部分の生徒が国民学校高等科段階を修了して青年学校に入学している」点をあげている。そして、上級段階の中等学校への転換には、「(a) 教員の養成の水準を改善すること。(b) 設備を大幅に改善すること」が必要であると論じている。

中学校と高等女学校については「物的に拡大するだけで、2段階に分けられた6か年の学校に延長できる。」と6年制の中等学校への転換を示唆している。ただ、高等女学校の場合は、従来、修業年限の4年制のものが多く「中学校の場合よりも困難」と予想している。また、文部省が中等諸学校の校長会に行なったアンケート調査の結果が報告されているが、それによると、 $6\cdot3\cdot3$  制は各校長会すべてが支持しているものの、上級段階中等学校における男女共学には各校長会すべてが否定的であった。

以上のことから、学校再編成委員会においては、すでに 1946年の7月下旬から8月始めにかけて、6・3・3制に基づく学校転換計画を具体的に検討していたこと、その際、国民学校高等科を下級中等学校の母体に、青年学校を定時制上級中等学校の母体に、中学校・高等女学校などを上級ならびに下級の両者の中等学校の母体に、それぞれ想定していたことが知られる。また、その転換の際に予想される問題としては、主に教員と施設・設備の確保があげられている。

[注]

- 1) RC. Osborn 46. 7. 26. Box 5363.
- 2) RC. Osborn 46. 8. 2. Box 5363.

# 第Ⅲ章 千葉県学校調査の計画

学校制度改革のデータを得るために、千葉県において1946年9月と10月

- 13 - 95

に実施された学校調査は、6・3・3 制実現の可能性を探った地域調査として、これまでもいくつかの論文などで言及されてきている<sup>1)</sup>。とくに、この千葉県調査の結果は、6・3・3 制を 1947 年度から実施するよう CI&E が文部省当局を説得する際の有力な資料となったといわれている。しかし、このように、この調査が6・3・3 制実現に際してきわめて重要な役割を果たしたにもかかわらず、従来、この調査の性格や内容については、ほとんど明らかにされていない。のみならず、この千葉県学校調査は CI&E の実施したもので、文部省職員は同行しただけのように理解されている。しかし、CI&E 教育課の文書によると、実際は、その調査の発案が文部省職員の側にあり、その調査の主体も文部省であったことが記録されている。以下、文部省の学校再編成委員会による千葉県学校調査の計画と実施概要およびその成果などについて、CI&E 教育課の記録や千葉県の史料などによって明らかにしていきたい。

#### (1) 千葉県調査の発案

これまで、6・3・3 制への学校制度改革への可能性を探った千葉県調査は、 CI&E による一方的で安易な調査であったかのようにいわれている。これ は、多くの論者が、当時文部次官であった山崎匡輔氏の回想の以下のような 叙述によっているからである。

「CIE からは、若い軍人を千葉県に送って、農山漁村まで調査した。そこで CIE の得た資料によると、六三制移行は極めて簡単であった。と云うのは、各市町村では、元来国民学校の高等科二年の課程があるので、六三制を実施しても、差し当りこれを新制中学校に移行することができる。最初の年次に新制中学校の一年の課程をつくり、以後、順々に年次を追って二年、三年の課程をつくって行けば、費用もそんなに多額にはならないと云う、ひどく簡単な情報を得て来たのである。それに実際地方に行って、いわゆる庶民に会って、国民一般の教育程度を昂める方策の賛否を求

め、殊にそれがアメリカ占領軍の制服を着た軍人からの質問であって見れば誰も彼も反対をするものはなく、自分らの地方財政がどうあろうと、そんなことには頓着なく皆大賛成を表明したことは疑う余地がない。このような資料は、直ちに率直な民意を代表するものとして CIE が価値付けたものであった。」<sup>2)</sup>

しかしながら CI&E の記録によると、ここでいわれているいわゆる千葉県調査は、1946年8月2日のオズボーンと文部省の学校再編成委員会との会議で、坂元青少年教育課長が、千葉県内の特定の地域をとりあげて学校再編成の問題を検討することを提案したことに端を発している。この提案には「出席者全員が驚いた」 $^{3}$ 〉と記録されており、坂元課長の個人的発想であったと考えられる。最近、この記録を示して坂元氏に事実を確認したが、それによると、千葉県調査は坂元氏の発想によって構想したもので、当初、他の文部省職員は知らされてなかった者も多かったとのことである。なお、この千葉県調査はたんなる資料調査ではなく、わずか1か月後の1946年9月から、千葉県内の特定の地域で $6 \cdot 3 \cdot 3$  制を徐々に試験的に実施することを企画しており、 $6 \cdot 3 \cdot 3$  制の実験的試行を含むことも意図されていたことが注目される $^{3}$ 〉。

この計画はオズボーンも支持し、文部省の青少年教育課と中等教育課の両課の職員が中心となって、資料収集と具体的な計画の立案が開始された。オズボーンは、再編成委員会を組織する際、両課長に青少年教育課と中等教育課の最も有能な課員を委員に選抜することを求めている4)。青少年教育課からは課長の信頼の厚い中谷千蔵、宮部正夫両事務官、中等教育課からは石川好郎、水谷統夫両事務官が選ばれた。いわば当時の若手職員が中心となって6・3・3制の実施計画が策定されていったのである。

このように、文部省内では課長以下の職員を中心として、6・3・3制の実施をめざして早くから積極的な計画を進めていたのであるが、にもかかわらず、こうした事実がその後あいまいにされているのは、どういう背景による

のであろうか。前述したように、おそらく文相や次官などの文部省上層部の方針が、6・3・3制の実施に消極的ないしは否定的であったことによるのではないかと思われる。たとえば、同年の11月下旬に至っても、日高第四郎学校教育局長は、学校再編成委員会を文部省を代表するものとみなしていないのみならず、信頼さえしていない旨をオズボーンらに言明している5)。6・3・3制の実施に消極的であった文部省上層部としては、6・3・3制実現に向けて具体的実験に踏み出している青少年教育課などの活動は公認できなかったのであろう。千葉県調査をはじめとする学校再編成委員会の活動を、文部省当局がCI&E主導の活動であると解釈するようになる素地に、6・3・3制実現に向けての上層部と若手職員との文部省内での葛藤があったとみられるのである6)。この事情については、前述した坂元彦太郎氏の回想とも一致する。

[注]

- 1) たとえば、前掲、仲『日本現代教育史』p. 237 および読売新聞戦後史班『教育のあゆみ』1982 年 8 月、読売新聞社、などがある。『教育のあゆみ』には、以下のように記されている。「『千葉の調査』とは、六・三制を実施した場合に校舎が足りるかどうかを CIE が実地に調べたもので、これには坂元氏も同行している。『各種の学校が戦災に遭わずに残っているところというので、東京から近い千葉の東金町というところを選んだ。CIE の中で六・三制実施の急先鋒だったオズボーンという少佐ら数人とジーブで出かけた。』(後略)」(p. 358)
- 2) 山崎匡輔「『ヤンキー・ゴー・ホーム』物語」『文芸春秋』1955年6月号, p. 129。
- 3) RC. Osborn 46. 8. 2. Box 5363.
- 4) RC. Osborn 46, 8, 16, Box 5363,
- 5) RC. Osborn 46. 11. 21. Box 5363.
- 6) 前掲『教育のあゆみ』には、「事務レベルといっても、坂元氏は大阪第一師範教授から文部省に入った、いわゆる"講壇派"だったから、生え抜きの文部官僚からは苦々しく見られていた。」(p. 357) という記述がある。

# (2) 千葉県調査の計画

学校再編成委員会は,8月16日に千葉県調査の計画を提示した。この内容は,以下のように要約することができる<sup>1)</sup>。まず,千葉県の学校統計資料

を収集・分析し、学制改革のいくつかの視点を検討した結果、第一の調査地域として、農村、漁村、山村を含む日本の典型的な地域であることなどから、千葉県山武郡の東金町周辺の地域(現在は東金市、当時の山武郡は東金町を中心とした九十九里浜に臨む地域であった。)を調査地域として選定した。そして、委員のうちの4名が9月上旬に山武郡付近の調査を実施し、統計資料の収集、学校施設の調査、教員との面接、世論の分析などを行なうことが決められた。

次に、特定の市町村をとりあげ、6・3・3制の先導的実験を実施し、そこで生じる問題点を観察するとともに解決方法を検討することが計画された。その対象地域としては、典型的な各要素を含む地域として木更津市が選ばれ、9月11日から14日まで地域調査を行なった後、1947年4月1日までの間、先導的実験を行なうことが予定された。

さらに、先導的に試行される下級中等学校創設は、以下に述べるような手順で実施することが計画された。

3年制学校の母体として青年学校本科第1学年に国民学校高等科を加え、一部の青年学校教員を新しい中等学校に移す。青年学校における学級は劣悪な施設であるので、調整をしたり、あるいはさらに施設をよくする試みがなされる必要がある。学習指導要領と新しい教科書が作成されれば、教育課程に必要な変更を加える。青年学校を中学校の水準に引き上げることを一挙に開始する。(青年学校を定時制上級中等学校に転換する。)今年は5年制中学校を二つの部分に分割し、(現在第5学年の男子は来年第6学年に進級し、新しい教育課程を実施する。その結果、3年ごとの二つの部分ができる。)二つの部分には独立した校長と教員を任命し、経営的にも物的にも自律したものとする。高等女学校も同じ制度を適用する。下級部分においてのみ、男子の中学校と高等女学校の間で生徒の移動を行ない、新しい下級中等学校での男女共学の実験を行なう。実業学校の教育課程を6か年に拡張し、二つの部分に分け、たがいに経営上の自律性をもつようにする。

さらに, このような改革計画に即して地域調査を進めるために, 以下のような検討項目が設定された。

「現在の青年学校第1学年の生徒を国民学校高等科に転入させ,3年制学校をつくることは可能か。何人かの教員を青年学校から新しい下級中等学校に移すべきか。なんらかの教員再教育をしなければならないか。現在青年学校が使用している施設を接収しなければならないとすれば、青年学校の存続のためにどんな調整が可能か。青年学校の残りの四つの学級をまとめて、定時制の上級中等学校の3学級に組織することは可能か。中学校(旧制中学校のこと——引用者注)と同等の教員・教育課程・設備とする観点で青年学校を改善するには、いかなる措置がとられるべきか。再編成計画について学校の教員たちはどう考えているか。また、親たちはどう考えているか。」」)

この計画に対し、オズボーンは賛意を表明したが、「教育課程が新学制の最も重要な構成要素であるが、教育課程改革は 6・3・3 制の現実的基礎を形成するには至ってない。」<sup>1)</sup>と述べ、学校再編成委員会の進めている作業は行政上の側面に限定されており、その認識に立って実験を進めるよう論評している。また、改革の問題が主に下級中等学校設置の観点から検討されており、上級中等学校段階については検討が不十分との感想を抱いている。

その次の8月30日の会議では、千葉県および山武郡の学校統計などの膨大な資料が収集され研究が進展していることが報告されている。これに対して、オズボーンは、実地調査なしでも成果をあげることが可能なほどで、この研究により「再編成の諸問題全体はその解決に向かって大きな一歩を踏み出すだろう。」2)と評価している。このように6・3・3 制への改革の準備研究は、文部省内で積極的に進められたのである。

〔注〕

- 1) RC. Osborn 46. 8. 16. Box 5363.
- 2) RC. Osborn 46. 8. 30. Box 5363.

# 第IV章 千葉県学校調査の実施

#### (1) 現地調査の内容と性格

9月6日の再編成委員会と CI&E 教育課の会議でも、千葉県調査の準備研究の経過が報告され、青少年教育課の坂元課長と中谷課員、中等教育課の石川、水谷両課員、野村視学官の5名が、9月9日から千葉県山武郡へ出張する予定であることが明らかにされている1)。山武郡調査は、CI&E 教育課からオズボーンと L. J. ボールズ女史 (Luanna J. Bowles) が同行して9月9日から14日まで実施された。また、木更津地域の調査は、予定より遅れ、1か月程後の10月7日から10日まで行なわれた。この千葉県調査の様子については、当時の新聞記事などからかいまみることができる。また、『戦後千葉県教育の史的研究』2)(千葉県総合教育センター)では、新聞記事などを用いて県内の調査の動向について明らかにしている。以下、これらに基づきながら千葉県調査の内容と性格に関して若干の考察を加えておくこととする。

調査実施の直前,文部省では千葉県当局に協力を求め,具体的な調査計画を協議している。千葉県地方の新聞の記事によると,8月15日に千葉県教学課は調査の予定案を決定している<sup>3</sup>。それによると,日程は,9月2日から9日まで,山武地方事務所管内での東金町,公平村,豊成村,大和村,监州村,正気村,片貝町,大総村の8町村で,さらに9月10日から5日間,君津地方事務所管内の木更津市を中心とした地域で実施するとなっている。主な調査項目については,「国民学校,中等学校,青年学校その他の学校の現況と改革についての希望意見を職員,生徒,父兄について調査,市町村の経済事情,通学状況,教育政治等について市町村民の関心や特に下級中等学校を市町村毎に設置した場合の影響などについて具体的調査を行ふこと」<sup>3</sup>と報じられている。

また,8月28日に千葉県当局は,君津地方事務所において調査の打合せ

会をもっている<sup>4</sup>)。千葉県教学課は、調査の趣旨を「文部省より千葉県をモデルとして教育の実情を調査したい」との申し出により実施することになったと説明し、出席していた文部省職員(この会議には文部省の長屋・石川両事務官が出席していた。)から、学制改革の基礎的資料を得るのが目的であり、「ありのままの調査が出来るやうに便宜を与」えて欲しいと説明があった。調査地域として千葉県が選定された理由については、「千葉県は農村、山村、漁村があり、教職員の待遇等の調査にも適当なる所と見て標準として選定」したと述べられている。また、6・3・3制実施と調査の関係については、「文部省は白紙、六三三案を一応研究、六三三案が実施という事ではない」との説明がなされている。なお、この会議で配布された謄写版刷1枚の調査項目をならべた文書が残っている。この文書は「学校教育実情調査要項」<sup>5</sup>と題し、文部省の署名がある。内容は、千葉県庁、地方事務所、市町村の3か所で調査する事項を羅列したものである。

以上は、木更津市を中心とした君津地方の調査の事前打合せの模様であるが、先に述べたように、この調査の性格について、調査地域の関係者には、6・3・3 制実施を目的としたものであるとは説明されてはいなかった。これは、ありのままの事実を調査するための配慮であると考えられ、この調査が客観的な基礎事実を知るためのものであったことを示しているといえよう。ただ、当初、木更津地域では現地調査に引き続いて6・3・3 制の先導的実験を実施することになっていたが、8月28日の調査打合せ会の説明では、その点は明らかにされていない。

「注〕

- 1) RC. Osborn 46, 9, 6, Box 5363.
- 2) 千葉県総合教育センター『戦後千葉県教育の史的研究 (II) ――新制中学校の創設過程――』1988年3月。これは、山本直彦研究員の執筆による労作である。千葉県調査の実情については、この論文を参考にした。
- 3) 『読売新聞』(千葉版) 1946年8月17日付。
- 4) 当時、千葉県君津郡中川村国民学校長であった石井幹夫氏の日記による。石井氏

はこの打合せ会に出席している。

5) 石井幹夫氏の日記に挿入保存されていたもので、題は「学制改革=関スル基礎的調査要項」と謄写版刷の文字で書かれている上に、ペン字で二重線を引き「学校教育実情調査要項」と訂正されている。全文は、前掲『戦後千葉県教育の史的研究(II)』の資料編(p.51)に所収されている。

#### (2) 山武郡調査の概要

調査は、県、地方事務所、市町村の3段階での統計等の資料収集と、各学校の視察、教職員・生徒・父母等との懇談といった内容から成っていた。各学校の調査・視察は、山武郡地域は9月9日から行なわれた。9月9日の東金高等女学校をかわきりに、9月10日に東金町国民学校、東金女子商業学校、中央青年学校、東金実業学校、9月11日に成東中学校、公平村国民学校、丘山村国民学校、大和村国民学校、9月12日に福岡村国民学校・青年学校、正気村国民学校、豊成村国民学校、9月13日に片貝町国民学校・青年学校、正気村国民学校、豊成村国民学校、9月13日に片貝町国民学校・青年学校、片貝町女子農業学校の順で調査および視察が行なわれた1)。最後の14日には東金高等女学校で、県および郡町村当局者、関係学校教員などが文部省職員やCI&E担当官ら調査団を囲んで懇談会がもたれた。

その場で、オズボーンとボールズは、現地での調査資料により「1週間のうちに結論を得」て、それに基づき山武郡で実際に教育改革を実施し、それを基礎として全国の教育改革の指針を策定する旨を述べている<sup>2)</sup>。この時点では、まだ先導的実験を行なう計画があったことを示唆する発言といえよう。さらに、オズボーンは発言の中で、視察したそれぞれの学校で「相当進歩的民主主義的な方針を堅持して進めている」との印象をもったと述べるとともに、「学校教育の再組織が上部からの司令によるべきでな」く、「学校長及学校教員の自主的発動によって実現すべきである」<sup>2)</sup>ことを強調している。

- 1) 『千葉新聞』1946年9月13日付。
  - 2) 『千葉新聞』1946年9月16日付。

#### (3) 調査の結果

学校再編成委員会は、山武郡の現地調査の終了後、1週間は資料の整理と分析を行ない、9月20日にオズボーンと会議をもった1)。そこで、オズボーンは、山武郡で学校制度改革の先導的実験を実施することを求めたが、文部省側はまだ明確な計画を策定していないので、議論の末、10月7日までに「当郡全体のマスター・プランと個々の学校のプランとを含んだ6・3・3制にもとづく再編成の明確な計画を作成すること」1)が決められた。そして、6・3・3制再編成の際の学校の転換方式については、先に計画された手順を踏むことが示されたが、試行中に実施する教育課程や使用教科書、そして上級中等学校の第6学年の設置をどのようにするかなどが問題点として出された。これについてオズボーンは、教育課程と教科書は1947年4月1日までは、暫定的に間にあわせること、上級中等学校の第6学年に関しては、大学に行かないような生徒をこそ対象として設置すべきことなどを論評している。

ところで、この議論の際、中村新一中等教育課長から、学校再編成委員会の活動に批判的ともとれる提案がなされた。それは、教育刷新委員会が学校制度改革の問題を集中審議している時期なので、その結論がでるまで、学校再編成の取り組みは留保すべきであるとの提案であった。しかし、その発言に対して、オズボーンは、「われわれが山武郡で既に収集した資料に基づいたとしても、 $6\cdot3\cdot3$  制から $6\cdot2\cdot4$  制へあるいは $8\cdot4$  制へ変更することはそれほど困難ではないし、しかも、 $6\cdot3\cdot3$  制が実現可能なことを決定する実験を行なうことは、教育刷新委員会を侵害することにはならないであろう。」と反論した1)。そしてさらに、山武郡での実験を日本全国に広げることを求めた。

また,この会議では、学校制度改革を日本全国で実施する際、実施主体として、学校行政者、教員、市民とからなる委員会を、学校、郡市町村、都道府県の3段階に設置することが提案された。のちの「新学制実施準備協議

会」につらなる構想であるが、これに対して、文部省側は「文部省の権限がなくなる」ことを理由に反対し、地方の学制改革を検討するため、教員協会による委員会を組織するという文部省当局の構想を述べた。しかし、学校再編成に関係する中村課長以外の7名の文部省職員は個人的には異論はなく、1947年4月1日までの間、全国で実施することに意欲的であったと記録されている。オズボーンは、そのために大都市である東京の一部、小都市である木更津市、農村部である山武郡の3か所で、学制改革の実験を実施することを提案し、「今にもなんらかの再編成が進められようとしている。今こそ開始の時期である。」」)と述べ、すぐ始めるべきことを強調した。

その次の9月27日の会議では、多くの資料が分析・検討された結果、学校再編成の展望についての具体的な研究の進展がみられたことが報告されている。そして結論的に、学校再編成委員会として、下級中等学校については「日本全国に、来年度から創設する可能性があるとの確信」<sup>2)</sup>をもつに至ったことが明らかにされている。しかし、上級中等学校については、「進学しようとするすべての人々の要求を十分に配慮した上級中等学校を実現するには、長期間かけないと可能性がない。」<sup>2)</sup>との見方をもっていたことが記録されている。結局、最終案は、10月7日から10日までの木更津地域の学校視察の後完成させることが予定された。

[注]

- 1) RC. Osborn 46. 9. 20. Box 5363.
- 2) RC. Osborn 46, 9, 27, Box 5363,

# (4) 木更津調査の概要

木更津地域の現地調査は当初の予定より大幅に遅れ、10月7日から10日まで実施された。山武郡の調査と同様、木更津市やその周辺部の中等学校や国民学校の視察が中心で、最終日の10日に木更津第一国民学校で懇談会が開かれている1)。この調査の学校視察の状況については、木更津中学校や木

更津高等女学校の学校史に簡単な記述がみられる。木更津高等女学校での視察の様子は、「学制改革調査団の視察」と題し以下のように述べられている。

「十月八日,学制改革調査団が本校を視察することになった。この日来訪した連合軍司令部の教育局よりオスボーン少佐,視学官のミス・ボース女史と通訳のガントレット氏の三人に加えて文部省の課長,事務官等五人,県教学課より七人,地方事務所教育課より三人,その他市役所教育課員等を併せて二十数名の視察団が学校経営の実態を聴取した。(中略)本校では全校生徒の自由学習を実施した。これは民主化教育の線に沿って生徒の自主的学習を重視しているという実際を示そうという意図のようであったし,またこの頃教科書使用禁止から自由学習を中心とせねばならない事情もあったようである。」<sup>2)</sup>

木更津中学校でも同日1時間程,同様の視察がなされたといわれている。 このように,木更津地域の現地調査は視察と懇談が中心であったようである。なお,当初から予定されていた6・3・3制の実験的試行は,結局,山武郡地域でも木更津地域でも実施されなかったようである。

[注]

- 1) 『千葉新聞』1946年10月8日付に予定が記されている。また、前掲石井幹夫氏の日記には、10月10日の懇談会の状況が記録されている。
- 2) 千葉県立木更津東高等学校『創立五十年史』1965年1月, pp. 395-396。

## まとめ

本論文では、戦後日本の6・3・3制成立に関わって重要な役割を果たした文部省内の準備研究についてやや詳しく考察した。千葉県調査を含め、この文部省の準備研究については、これまでの研究では必ずしも十分明らかにされてはいなかった。とくに、準備研究や調査の主体あるいは性格についてさえ誤った見方がなされていた。以下、本論文で明らかにしたことについて簡単

に要約しておきたい。

第一に、文部省内の学制改革の準備研究については、学校転換計画など実 際的な実施構想を含め、早くから6.3.3 制への方向を固め、積極的に検討さ れていた事実が明らかになった。とくに、課長以下の職員は、文部省上層部 とは対照的に、6・3・3 制への改革に熱心であったことが指摘できる。第二 に、これまで CI&E の調査とされていた 1946 年秋に実施された千葉県の学 校調香は、発案も実施主体も、文部省内の6・3・3 制実施計画を検討していた グループ(CI&Eは「学校再編成委員会」と呼んでいた。)によることが明らかにな った。とくに、その際、学校教育局の青少年教育課は、その研究や調査を推 進するために中心的役割を果たしている。第三に、千葉県調査は、これまで 6・3・3制への改革方向を前提にした調査であるかのようにいわれていたが、 実際の現地調査に際しては、制度改革の構想が白紙であるとされているな ど、客観的な現状調査として実施されたものである。第四に、現地調査に引 き続いて、千葉県の調査地域(山武郡、木更津地域)や東京都の一部で、6・3・3 制の先導的実験を行なうことも計画されていた。しかし、この計画は実現さ れなかった模様である。第五に、1946年9月下旬には、こうした準備研究 や調査の結果、下級中等学校の実現可能性が高いことが報告されている。し かし、上級中等学校については、かなりの準備期間が必要であるとみなされ ている。第六に、この準備研究や調査の成果は、「新学制実施準備協議会| 設置の構想とともにまとめられ、6・3・3制への改革の手引とされた。これ が、「新学校制度実施準備に関する案内」(1947年2月17日)であるが、この 文書の成立経緯については、本論集の次号で詳しく論ずることにする。

なお、本論文では言及しなかったが、米国教育使節団の第一次報告書公表 以降、全国で 6・3・3 制への改革を要望する動きが高まり、そうした情勢を背 景にして、6・3・3 制実施準備の検討が進められている。千葉県でも例外では なく、むしろ米国使節団来日以前から、青年学校関係者などの間で学校制度 改革の構想が唱えられている。米国使節団報告書公表以降は、6・3・3 制即時 実施という形で要求が強まっている。文部省の千葉県調査はこうした状況の中で行なわれ、現地の学校関係者と調査団との懇談会でも、 $6\cdot3\cdot3$  制実施の要望が出されるなど、下からの改革の動きが先行していたとさえいえる。この事情については前掲『戦後千葉県教育の史的研究』(千葉県総合教育センター)で論及されている。また、この点の全国の動向については、赤塚康雄『新制中学校成立史研究』(1978年9月、明治図書)が詳しい。このようないわば下からの教育改革の要求や動向は、文部省や  $CI\&E \sim 6\cdot3\cdot3$  制実施をせまり、戦後日本における  $6\cdot3\cdot3$  制の成立を下から支えた力として軽視することはできないが、これらの研究成果があるので本論文では言及することを避けた。

[追記] 本研究に際し、元文部省青少年教育課長坂元彦太郎氏(現在、十文字学園女子短期大学)より、貴重なお話をお聞きすることができた。また、千葉県の資料については、山本直彦氏をはじめ千葉県総合教育センターの所員の方々に御教示いただいた。末尾ながら記して感謝の意としたい。

(1988年10月31日脱稿)